

株式会社 近畿理研 一般事業主行動計画

令和 7 年 3 月 31 日

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条(一般事業主行動計画の策定等)、及び「次世代育成支援対策推進法」第12条(一般事業主行動計画の策定等)に基づき、従業員の仕事と家庭の両立(ワークライフバランス)支援を行うこと、そして女性従業員が活躍できる雇用環境の整備を進めるために、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 7 年 4 月1日 ~ 令和 10 年3月31日

2. 内容

目標 1 : 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率30%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、取得率70%以上

〈対策〉

- ・令和 7 年4月1日～ 制度に関する情報について、周知活動を定期的に行う。
- ・令和 7 年7月1日～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当制、多能工など)・実施
- ・令和 8 年 4 月 1 日～ 育児休暇開始日から 3 日間を有給とする制度を導入する

目標 2 : 全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月 30 時間未満とする

〈対策〉

- ・令和 7 年 4 月 1 日～ 管理職を対象とした意識改革の為の研修を 3 回実施
- ・令和 7 年 7 月 1 日～ 全業務のスキルマップを作成し、洗い出した後に多能工化を視野に入れた上で業務効率化に向けて全方面(デジタル化・新規採用・技術の伝承のよるマニュアル、映像等)を検討
- ・令和 8 年 4 月 1 日～ 問題点を整理し対策及び研修の実施